

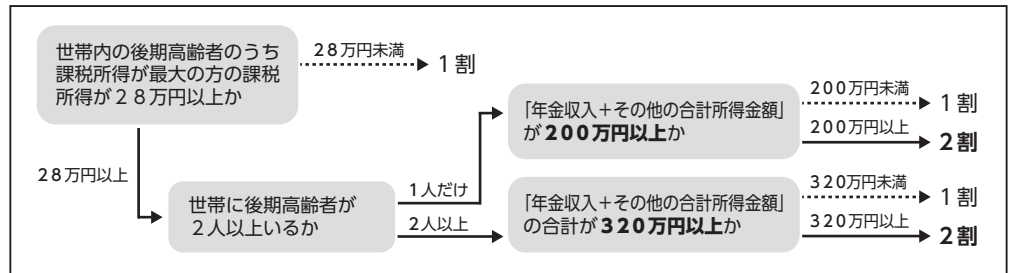
後期高齢者医療保険について

後期高齢者医療被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、後期高齢者医療保険に加入されていて一定以上の所得がある方は、現役並み所得者（窓口負担3割）の方を除き、医療費の窓口負担が2割に変更になります。

《2割の対象となる方》

課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割以外の方で右記のように決まります。



《窓口負担割合の見直しに係るコールセンターについて》

制度改正の趣旨などの照会を受け付けるため、コールセンターを設置しています。

厚 労 省

受付時間：午前9時～午後6時（日曜日・祝日は除く）

電話番号：0120・002・719

埼玉県後期高齢者医療広域連合

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日は除く）

電話番号：0120・085・950

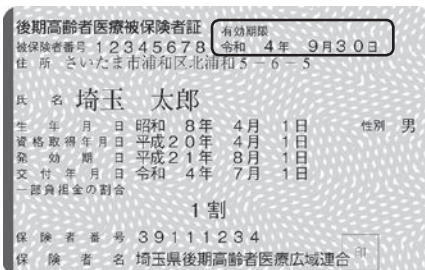
後期高齢者医療の保険証について

現在使用中の保険証の有効期限は令和4年7月31日(日)です。

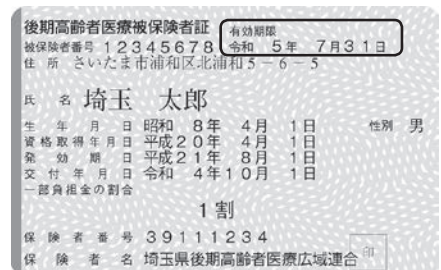
上記の医療費窓口負担割合の変更に伴い、今年度は保険証の発送が2回あります。どちらも簡易書留で発送します。発送日等については、以下のとおりです。

発送回	発送日	有効期限	被保険者証の色
1回目	7月中旬	令和4年9月30日	茶色
2回目	9月中旬	令和5年7月31日	ピンク色

1回目
茶色



2回目
ピンク



保険証がお手元に届きましたら、住所・氏名・生年月日等、記載内容に誤りがないかをご確認ください。また、保険証の裏面には臓器提供意思表示欄が設けられています。（個人情報保護シールは同封します。）

後期高齢者医療保険料「納入通知書」を発送します

後期高齢者医療保険料を年金から天引きされていない方については、令和4年度分の納入通知書を7月中旬に発送します。納期限までに納付をお願いします。

なお、保険料を納入通知書で納入される方で口座振替を希望される方は、口座振替依頼書（金融機関への届出印の押印が必要）を役場町民課または口座振替取扱い金融機関にご提出ください。

※後期高齢者保険料は、町税などが口座振替となっている方でも、別途口座振替の手続きが必要です。

問合せ 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線123